

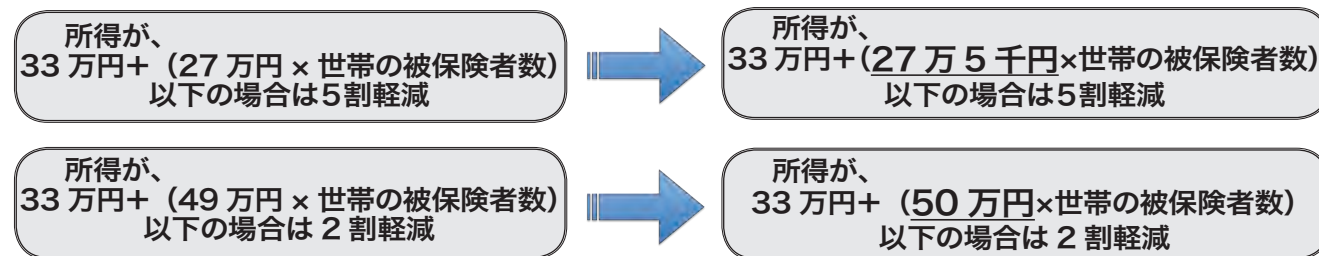
## ★保険料の軽減について（平成 30 年度）

次の①～②に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

### ①均等割の軽減

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	年間の均等割額	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	5,020円	約100円増
33万円	8.5割軽減	7,530円	約100円増
33万円+ (27万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	25,102円	約200円増
33万円+ (50万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	40,164円	約300円増

**Check!** 均等割軽減のうち、2割・5割軽減にかかる所得判定基準が、次のとおり見直しされました。



※軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。  
 ※被保険者でない世帯主の所得も判定の対象となります。  
 ※昭和28年1月1日以前に生まれた方の公的年金等にかかる所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

### ②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険（健康保険や共済組合など雇用に伴い加入する保険）の被扶養者だった方は、負担軽減のための特例措置として、所得割がかからず均等割が5割軽減（50,205円→25,102円）となります。

なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

**Check!** 軽減割合は、平成29年度の7割軽減から平成30年度は5割軽減に見直しされました。

### ※所得割の軽減について

平成29年度は、一定の所得以下の方について、所得割が「2割」軽減されていましたが、平成30年度から、「軽減なし」へ変更となりました。

後期高齢者医療制度についての詳しいお問い合わせは・・・

北海道後期高齢者医療広域連合 電話：011-290-5601      または      役場町民課国保年金係 電話：64-0528

# 後期高齢者医療制度

（75歳以上の方全員と、65～74歳で一定の障がいがある方が加入する医療保険制度）

## ～保険料等の変更のお知らせ～



### ★保険料の計算方法（平成30・31年度）

保険料は、被保険者全員が一律に負担する「均等割額」と、被保険者本人の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。

$$\text{均等割 (1人あたりの額)} + \text{所得割 (本人の所得に応じた額)} = \text{1年間の保険料}$$

**Check!** 保険料は、後期高齢者医療広域連合が定める保険料率をもとに決まり、2年ごとに見直しされます。平成30・31年度の新しい保険料率は次のとおりです。

○均等割	平成28・29年度 (年間) 49,809円	⇒	平成30・31年度 (年間) <b>50,205円</b>
○所得割	平成28・29年度 (所得-33万円) ×10.51%	⇒	平成30・31年度 (所得-33万円) × <b>10.59%</b>
○ <sup>ふか</sup> 賦課限度額 (1年間の保険料の限度額)	平成28・29年度 (年間) 57万円	⇒	平成30・31年度 (年間) <b>62万円</b>

### 所得と収入の違い

「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など）を引いたものです。遺族年金や障害年金は、収入に含みません。  
 また、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などは、保険料計算時に所得から除かれませんが、収入には含まれます。



平成30年度の保険料額は、7月に個別にご案内します